

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月16日（月）午前8時57分から午前9時59分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（15名）

農業委員	8名
推進委員	7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
 - 日程1 開会（事務局長）
 - 日程2 会長挨拶（会長）
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第7号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第8号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程7 議第9号 山江村農用地利用集積等促進計画（第2次）に対する意見決定について
 - 日程8 議第10号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定について
 - 日程9 議題11号 令和8年度山江村農作業標準賃金の承認について
 - 日程10 その他
 - 日程11 今後の行事
 - 日程12 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員
事務局長

7. 会議の概要

事務局長	<p>それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。</p> <p>山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は8名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和8年3月期の農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局長	<p>ないようであれば、次に進みます。日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は5番農業委員、6番農業委員をお願いいたします。</p>
議長	<p>次に日程5、議第7号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは、議第7号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第7号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求め。令和8年3月16日提出、山江村農業委員会会長。2ページから3ページまでが、借り手と熊本県農業公社、4ページから5ページが熊本県農業公社と出し手の解約通知書と合意解約書等の写しとなっております。</p> <p>なお、この案件は使用貸借の解約となります。</p> <p>(申請内容について説明)。6ページに地籍図を添付しております。</p>

(場所について説明)。この土地につきましては、解約の後、後で出てまいりますけれども、公社を通じた売買で、次の方が購入して耕作するということになっております。解約の目的につきましては、出し手が自己管理することとなったためであります。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。再度、農業委員の方、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第7号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第7号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第8号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第8号について説明をいたします。総会資料の7ページをご覧ください。議第8号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和8年3月16日提出、山江村農業委員会会長。8ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。(申請内容について説明)。

なお、この案件につきましては、1月期総会で取消しの申請があった農地となります。企画調整課の空き家バンクを活用した案件でありまして、譲受人は家も購入されており、今後、転入される予定となっております。

ます。9ページが申請書の写しとなっております。10ページが位置図、11ページが現況写真となっております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、12ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲受人の方、担当農業委員と担当推進委員と共に3月5日に行っております。

譲渡人につきましては、電話にて確認をしております。
以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

この件につきまして、補足説明をさせていただきます。(場所について説明)。当日、3月5日午前9時10分頃より、譲受人、買い受け人の代理の方と、売り渡人の方は欠席でしたが、事務局長、担当推進委員と私とで現地を確認をいたしております。現地としましては、耕作準備あたりですね、そういうところはできておまして、今までも耕作をされていたということで、管理はなされております。特に問題はないかと思っておりますけれども、一括購入ということでですね、管理がどうなっていくのかなという気はいたしますけれども、当面はですね、耕作を続けられるということでございましたので、問題はないかと思っております。皆さんの慎重審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から他に何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。それでは、質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第8号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第8号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程7、議第9号「山江村農用地利用集積等促進計画（第2次）に対する意見決定について」を議題とします。

ここで議事に入る前に、農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。6番農業委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで6番農業委員の退席を求めます。

6番農業委員退席（9時4分）

議長

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第9号についてご説明をいたします。総会資料の13ページをお開きください。議第9号「山江村農用地利用集積等促進計画（第2次）に対する意見決定について」令和8年山江村農用地利用集積等促進計画（第2次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和8年3月16日提出、山江村農業委員会会長。14ページから15ページが意見書の写し、16ページが総括表となっております。17ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業を利用しており、左から使用貸借権、賃借権等の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年から10年8ヶ月、公社と借り手は5年から10年8ヶ月の契約となっております。借り手の経営面積は記載のとおりです。

なお、今回は農地中間管理機構の特例事業（農地売買事業）による所有権移転の案件が2件ございます。

次に、18ページから19ページの農地利用集積計画書をご覧ください。今回、利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は新規設定が2件、再配分1件、所有権移転2件で、総面積は13,492㎡でございます。

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。20ページ並びに21ページをご覧ください。（申請内容について説明）。22ページに地籍図、2

3 ページに現況写真を、24 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、借り手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、3月5日に行っております。

なお、貸し手の方につきましては、電話にて確認をしております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは、説明いたします。

3月5日、9時50分より確認をいたしました。出し手の方は欠席でしたけれども、借り手の方、局長、私と担当推進委員4名で行いました。(場所について説明)。既に牧草を作られており、近くに自分の土地もたくさんあって、まだまだ作る予定でおられます。問題はないかと思えます。慎重審議をよろしく願いしま

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から他に何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり

決定いたします。

農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件の審議が終了しましたので、6番農業委員の入室を認めます。

6番農業委員着席（9時10分）

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。25ページ並びに26ページをご覧ください。（申請内容について説明）。28ページに地籍図、29ページに現況写真を、30ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の代理の方と借り手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに3月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。説明いたします。3月5日9時前になりますけれども、出し手の方の代理の方と受け手の方、それと事務局長、担当推進委員、私ということで確認をいたしました。現地につきましては、1月期総会にて、契約終了が、申請があった土地でございます。その後、新しく借り手となられる方が、作付準備あたりを終了しておられるような状況でございました。管理も行き届くと思いますので、問題にはならないかと思っておりますので、皆さま方の慎重審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の再配分1件1筆分について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の再配分1件1筆分についてご説明いたします。賃借権の再配分に係る申請でございます。31ページをご覧ください。(申請内容について説明)。33ページは支払い期限の変更の内容となっております。34ページに地籍図、35ページに現況写真を、36ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに3月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員

それでは、説明いたします。3月5日9時35分より確認をいたしました。出し手の方と借り手の方は欠席でした。局長と私と担当推進委員、3名で確認いたしました。(場所について説明)。もう、既にこの上の方も2、3枚借られており、金網も張られて綺麗にしてありました。問題はないかと思えます。慎重審議よろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から他に何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明がそれぞれ終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再配分1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再配分1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、所有権移転1件4筆分について事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、所有権移転1件4筆分についてご説明いたします。総会資料37ページをご覧ください。所有権移転に係る申請でございます。(申請内容について説明)。土地代金につきましては、記載のとおりであります。この案件につきましては、出し手の方が農地を手放したいということで、設定等状況一覧表の相手方に相談があり、購入されるものです。相手方は認定農業者でもあり、字〇〇の2筆の他、周辺の農地も耕作されていることから集約化にも繋がるものと思われま。38ページに地籍図、39ページから40ページに現況写真、それから41ページに調査書を添付しております。2月25日に会長、担当推進委員立会いのもと、出し手の方と熊本県農業公社の売買契約手続きを行っております。なお、設定等状況一覧表には相手方に名前が記載されておりますが、今回は、出し手から農業公社の買い入れとなります。農業公社から相手方への売渡しにつきましては改めて提出される予定です。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私から補足説明をいたします。

2月25日9時半頃より、役場1階の前村長室で行いました。農業公社の方、出し手の方、受け手の方、担当推進委員、事務局長、私の6名

で行いました。この案件につきましては1月の総会でもあったように、農地中間管理機構の特例事業を活用した農地の売買です。(場所について説明)。

2つ目の2筆(場所について説明)。

1つ目の圃場につきましては、先ほど合意解約の承認をいただいたところですが、現在は、何も作っておりませんが、荒れておりますが、すぐに耕作できるような状態です。

2つ目の圃場は、1枚の田んぼで3筆になっておりますが、これにつきましては、現在2筆しかありませんが、真ん中の1筆が、抵当権が入っているということで、それが外れ次第、所有権移転の手続きをすることになってます。ここは現在、受け手の方が耕作をされております。先ほど局長も言いましたように、今回の事案は出し手と公社の売買です。審議の程よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、立会いを行いました担当推進委員の方から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

担当推進委員

1つだけよろしいでしょうか。

議長

はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員

勉強の為に、さっき抵当権が設定されている真ん中の土地があるということですが、農業公社としては、そのような案件についても特に問題ないような形で、もし、抵当権設定が外れないというリスクはあると思うんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

議長

はい。局長お願いします。

事務局長

はい。それでは、説明します。

一応ですね、いろんな抵当権とか地上権とかついているものについては、公社もやはり扱えないということで、抵当権を抹消してもらって、その

後にできたらやりますということでございますので、真ん中の1筆はもう既に手続きしていただいて抵当権外れましたので、次回の時に出せる案件にはなってます。だいたい何かついてたら外した後に扱うということを前提にされてます。

〇〇推進委員

要は、真ん中だけが抵当権設定してある。もし外れなかったらどうなるのかなと、判断はどうするのかと思って。

事務局長

もし、外れなかった場合は、昔の抵当権とかなので、そのままがいいと買い手の方がおっしゃれば、その抵当権がついたまま買い取るということは可能なので、そういった場合はまたそれで公社が買い取って、そのまま受け手の方にやると、というようなことはできるということでございました。

〇〇推進委員

分かりました。ありがとうございました。

議長

よろしいでしょうか。

〇〇推進委員

はい。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

農業委員の方からの、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。所有権移転1件4筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、所有権移転1件4筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、所有権移転1件3筆分について事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、所有権移転1件3筆分につきましてご説明いたします。総

会資料42ページをご覧ください。所有権移転に係る申請でございます。
(申請内容について説明)。この案件につきましても、出し手の方が農地を手放したいということで、先ほどの相手方に相談があり購入されるものです。相手方は認定農業者であり、当該地並びに周辺の農地も耕作されていることから集約化にもつながるものと思われま。43ページに地籍図、44ページに現況写真等を、45ページに調査書を添付しております。この案件につきましても2月25日に会長、担当推進委員立会いのもと、出し手の方と熊本県農業公社の売買契約手続きを行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私から補足説明をいたします。

2月25日10時前より、出し手の方、出し手の方は2名来られました、それと受け手の方、農業公社、担当推進委員、事務局長、私の7名で行っております。これも先ほどあった農地、中間管理機構の特例事業を活用した農地売買です。この案件も契約手続きの立会いということで、現地確認は行っておりませんが、現地は43ページの地図になっております。この圃場も、現在受け手の方が全部耕作をされております。この案件も今回は出し手と公社の売買の案件になっております。審議の程よろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員の方から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。

所有権移転1件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、所有権移転1件3筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程8、議第10号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第10号についてご説明をいたします。総会資料の46ページをお開きください。議第10号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定について」農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第6条第4項並びに同法施行規則第2条の規定により、山江村長から意見を求められたので、この構想を変更することについて意見を求める。令和8年3月16日提出、山江村農業委員会会長。本案件は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」といいます）。の変更を行うにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くものであります。

この基本構想は、農業を担う者や農地の有効活用等の基準となり、効率的かつ安定的な農業経営を育成する目標となっています。

今回の変更内容につきましては、事前に配布しました資料の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更概要をご覧いただきたいと思っております。

主な変更点は4点です。

まず、1点目が利用権設定等促進事業の削除です。2年間の経過措置が設けられていた農用地利用集積計画（中間管理機構を通さず相対で契約していたもの）の作成業務の終了に伴い、該当する文章を削除してあります。

2点目は、目標農業所得の変更によるものです。熊本県が定める基本方針において、年間目標農業所得が引き上げられたことにより、農業者が344万円から400万円に、新規就農者が200万円から230万円に引き上げられております。

3点目は、集積目標年次の変更です。国の目標年度及び県が定める基本方針と整合性を図るため、目標年次を令和11年度から令和12年度に変更するものです。

4点目は、その他として「熊本県農業経営・就農支援センター」の設

置や既に改組された団体の名称変更に伴う修正、並びにその他の文言整理となっております。内容につきましては、事前に皆様にお配りさせていただいておりますので、細かい内容ですね、ちょっと事務局で分からない分は照会して後でご回答するというような形でしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からでも結構ですので、質疑・意見等あったらよろしくお願いいたします。

(なしの声)

議長

質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見ございませんか。

〇〇推進委員

すみません、1つだけよろしいですか。

議長

はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員

19ページですね、4番の一番下の1行なんですけど、「高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する」とあるんですが、これは具体的にどういう内容のことですか。

もう1点が、この中に書いてある「助長する」という言葉が何ヶ所か書いてある所があるんですが、辞書で調べてみると、確かに、助けるみたいなことなんですけど、一般的に使う助長するて悪い意味で使うと、読んでいて、引っかかるところがあったので、これは、こういう意味で書いてあるんだろうなと、感想です。

事務局長

私も計画を読んで、いろんな組織があるなと思いつつ、一つにまとめればと思いつつしていたところですが、先ほど1点目ですね、活用システムというのは、家族経営協定、そういう仕組み作りですね、給料制にするとか、休日制とか、ヘルパー制を導入したりとか、農家からどうにかして農業力を空いてる時に手伝いに来てもらうとか、そういう仕

組み作りですね、というのを活用システムと言ってるのだと思います。そういった環境整備をしていくというところを書いてあるのかなと思いますが、ここは担当者に確認して、このままで良ければですね、全く活用システムの意味が通らないというのであれば修正を依頼しますけれども。

〇〇推進委員

いえ、そういう意味ではなくて、具体的にどういう事なのかなと。

事務局長

仕組み作りということで読めるのかなと思いますが、一応確認を後ほどさせていただければと思います。

議長

よろしいですか。

〇〇推進委員

はい。

議長

他にございませんか。

事務局長

すみません。「助長する」についても言うておきます。文言の修正とかなので特段な意見というわけではなく、そこで意見として。

〇〇推進委員

言葉として正しいとは理解してますから。一般的にどうかなというのだけですから。

事務局長

分かりました。そこもちょっと担当者と話してみますので。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは農業委員会としての意見を決定いたします。

「議第10号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」、意見なしとすることで異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、基本構想の変更については意見なしと決定いたします。

議長

次に日程 9、議題 11号「令和 8 年度山江村農作業標準賃金の承認について」を議題とします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局長

それでは、議第 11号についてご説明いたします。総会資料の 48 ページをお開きください。

議第 11号「令和 8 年度山江村農作業標準賃金の承認について」令和 8 年度山江村農作業標準賃金の承認について審議を求める。令和 8 年 3 月 16 日提出、山江村農業委員会会長。

続きまして、49 ページをご覧ください。令和 8 年度山江村農作業標準賃金表の（改訂案）を添付しております。

この農作業標準賃金につきましては、毎年見直しを行っているものがあります。燃料費、資材高騰、人件費の上昇を考慮し、昨年度改訂しております。

2 月 16 日に開催されました下球磨地域農業振興協議会幹事会、こちらは、人吉と球磨村と山江村と J A と県で構成されておりますが、その会議におきましては、資材価格や人件費の上昇は続いている状況ではあります。令和 7 年度に改訂を行っており、令和 8 年度は据え置きとし、令和 7 年度の改訂を受けての意見等を各市村で集約して、令和 9 年度に結果を反映したいということになりました。

協議会の結果を受け、山江村の令和 8 年度の農作業標準賃金におきましても据え置きとすることで提案させていただいております。

人夫賃につきましては現在の熊本県の最低賃金 1,034 円より算出しまして、10 円未満を繰り上げさせていただいております。この 1,034 というのは書きませんが、県の最低賃金が変わりましたら、それに応じて変動するということでございます。

今回提案します（案）につきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。

なお、協議された基準額を基に各市町村農業委員会で決定し公表することになっております。

以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。どなたでも結構ですので質疑・意見をよろしく願いいたします。

事務局長

すみません、一点補足させていただきますと、先ほど、最初に会長からご挨拶がありましたように、中東情勢が悪化しているということで、燃料価格がかなり高騰しておりますが、現状ではですね、いくらくらいになるとか見当がつかみませんので、一応、下の方の米印で 1 つ、相対で

3割以内で協議してくださいということで、あくまでこれは基準としていただいて、その時の、今回は突発的なものでございますので、それぞれの農家の方で、それぞれ出し手さんと受け手さんで、出し手さんというか作業委託される方で協議をしていただければと考えております。

議長

これを受けて、特に意見を言っておきたい方がおられれば、改訂というか反映させていきたいというふうに思いますので、これは必ず言っておきたいということがあれば、出していただきたいというふうに思います。

2番農業委員

よろしいですか。

議長

はい。2番農業委員。

2番農業委員

燃料高騰で確かに上げて欲しいですけど、使う人もやっぱり大変きつと思いますので、私も1割か2割、燃料で100円か200円で良いので上げて欲しいと思ってるんですよ。だけれども、やっぱりお互いに辛抱するところは辛抱しないといけないかなと思ってますので、今の考えはこれだけでございます。

議長

はい。他にございませんか。

(なしの声)

議長

先ほど局長が言いましたとおり、あくまでも目安ですので、それぞれ最終的な決定につきましては、受け手と頼まれる方の双方で納得したような値段で決めていただきたいというふうに思います。

議長

質疑がないようでしたら、これで採決をしてよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長

はい。質疑がないようですので、採決をいたします。

令和8年度山江村農作業標準賃金について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第11号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に日程 10「その他」となっております。事務局より報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長 「その他」について説明。
○令和 8 年 7 月農業委員・推進委員の改選について
（現在募集中：4/9 まで、申込書を配布）
○活動記録表の提出について
○広報委員会議について（3 月総会終了後）
○議事録について（署名願い）
○会計年度任用職員の異動について

議長 はい。日程 10「その他」について、皆様方から質疑・意見、聞きたい事ないでしょうか。ありましたら総会終了後でもよろしいので、事務局の方へよろしくをお願いいたします。

議長 それでは次に、日程 11「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 今後の行事について説明。

議長 それでは、日程 12「閉会」に移ります。
以上をもちまして、山江村農業委員会 3 月期総会を閉会いたします。どうも、お世話になりました。

令和 8 年 3 月 16 日(月)午前 9 時 59 分終了

議長 _____

委員 _____

委員 _____